

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの方へ

健康保険証等に変更があった場合は変更届が必要です

健康保険証等の記載内容に変更があった場合、それぞれの助成制度の利用において変更届が必要です。下記のとおり手続きに必要な物をご持参のうえ、申請してください。

	変更届が必要なとき	手続きに必要な物
子どもはぐくみ医療費助成	お子様の健康保険証の記号番号や被保険者が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	お子様の健康保険証・受給者証
重度心身障害者等医療費助成	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証
	新しく手帳が交付されたとき(障がいの程度や等級の変更がない場合を含む)	
ひとり親家庭等医療費助成	健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者(父母等)および受給対象者の健康保険証・受給者証

※転入や単身赴任等により、小松島市で被保険者の所得確認ができない場合、上記以外の書類をお願いすることもあります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173
✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

自転車ヘルメット購入費補助金の締め切りが迫っています!

自転車による交通事故被害を軽減させるために、自転車用ヘルメットを着用しましょう。市では、下記対象者に対し、自転車用ヘルメット購入費用の一部を助成しています。

申請締切は3月29日(金)です。ぜひご活用ください。



補助制度の内容

- **補助対象者**: 小松島市内に住民登録がある方で
 - ① 満65歳以上(昭和34年4月1日以前生まれ)の方
 - ② 満16歳~満18歳(平成17年4月2日~平成20年4月1日生まれ)の高校生世代の方
- **補助金額**: ヘルメットの購入費用の2分の1。ただし購入時の割引やポイント利用分を差し引いた金額となります。

上限金額 3,000円

- **補助対象となるヘルメット**: 安全基準を満たしている新品の自転車用ヘルメットで、令和5年8月4日以降に購入した物に限ります。
- ※新品でも個人間の取引で購入した物は対象外となります。

(例)ヘルメット購入費用が5,000円の場合
5,000円 × 1/2 = 2,500円
※受けられる補助金額は2,500円となります。

申請に必要な書類

- ・小松島市自転車ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書
- ・同意書兼宣誓書
- ・安全基準の認証確認ができる書類(保証書・取扱説明書・安全基準マークが確認できるヘルメットの写真等のいずれか)
- ・領収書(ヘルメット代金、メーカー、品名がわかるよう記載をお願いします。)
- ・申請者本人の振込先口座が確認できる通帳の写し



問 市市民環境課

☎32・2132 / FAX33・2234